

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

| | | |
|----------------|--|--|
| 許認可等の内容 | | 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和の認定 |
| 根拠法令等及び条項 | | 建築基準法第87条の2第1項及び第2項 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | 日 |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 建築基準法第87条の2第1項及び第2項 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難である。</p> | |